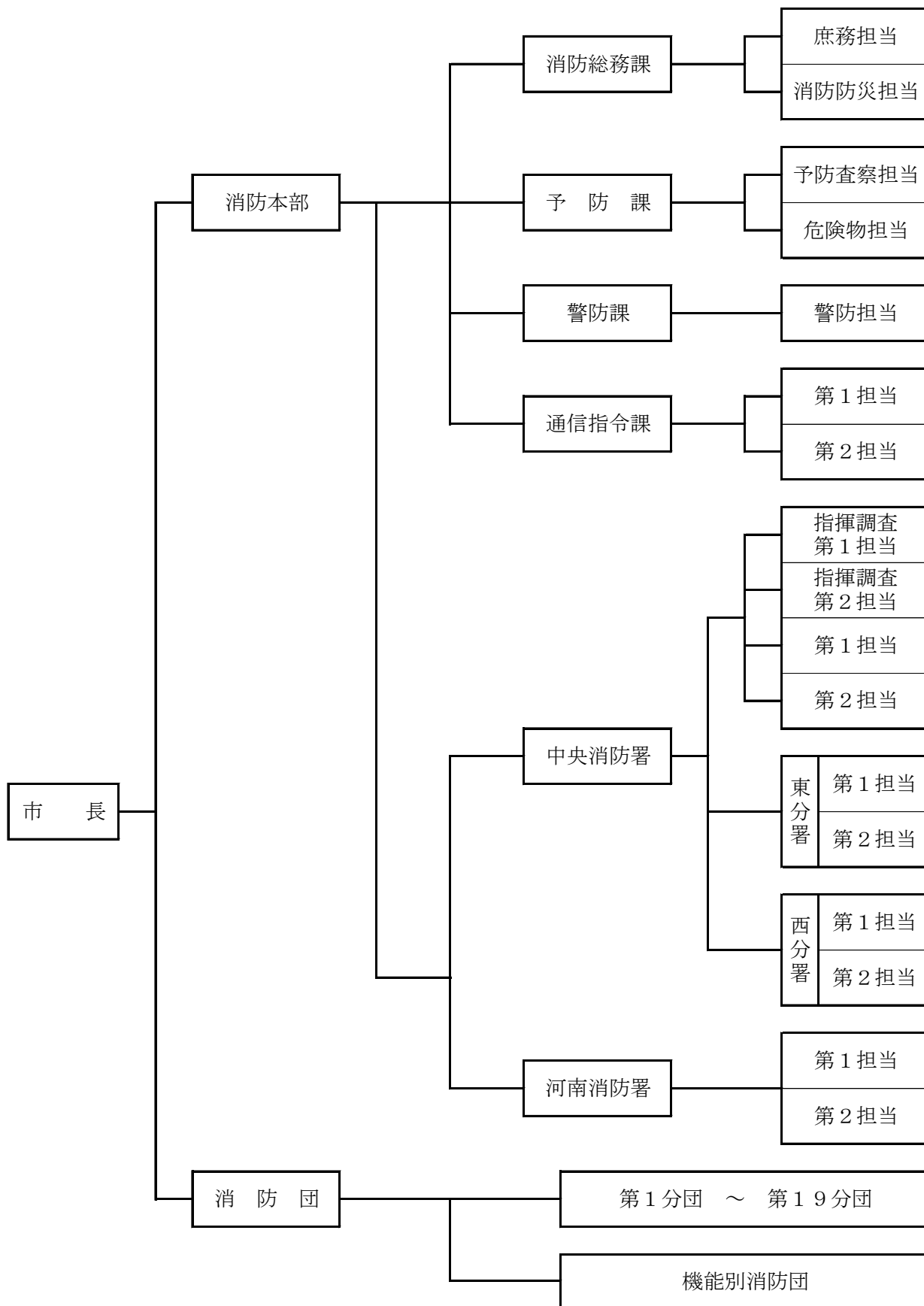


消防-1 消防組織系統



消防-2 消防団の機構

機関	機構			管轄区域
消防団 団長 1 副団長 3 女性消防団員 OB消防団員 大規模災害団員 学生消防団員	第 1 分 団	分団長以下	OB団員を含め 30名以内	足利市消防団規則 第2条第5項の定 めによる
	第 2 分 団	〃	〃	
	第 3 分 団	〃	〃	
	第 4 分 団	〃	〃	
	第 5 分 団	〃	〃	
	第 6 分 団	〃	〃	
	第 7 分 団	〃	〃	
	第 8 分 団	〃	〃	
	第 9 分 団	〃	〃	
	第 10 分 団	〃	〃	
	第 11 分 団	〃	〃	
	第 12 分 団	〃	〃	
	第 13 分 団	〃	〃	
	第 14 分 団	〃	〃	
	第 15 分 団	〃	〃	
	第 16 分 団	〃	〃	
	第 17 分 団	〃	〃	
	第 18 分 団	〃	〃	
	第 19 分 団	〃	〃	
合 計			574名	

消防-3 消防本部（署）の職員、及び団員数

(2023. 4. 1現在)

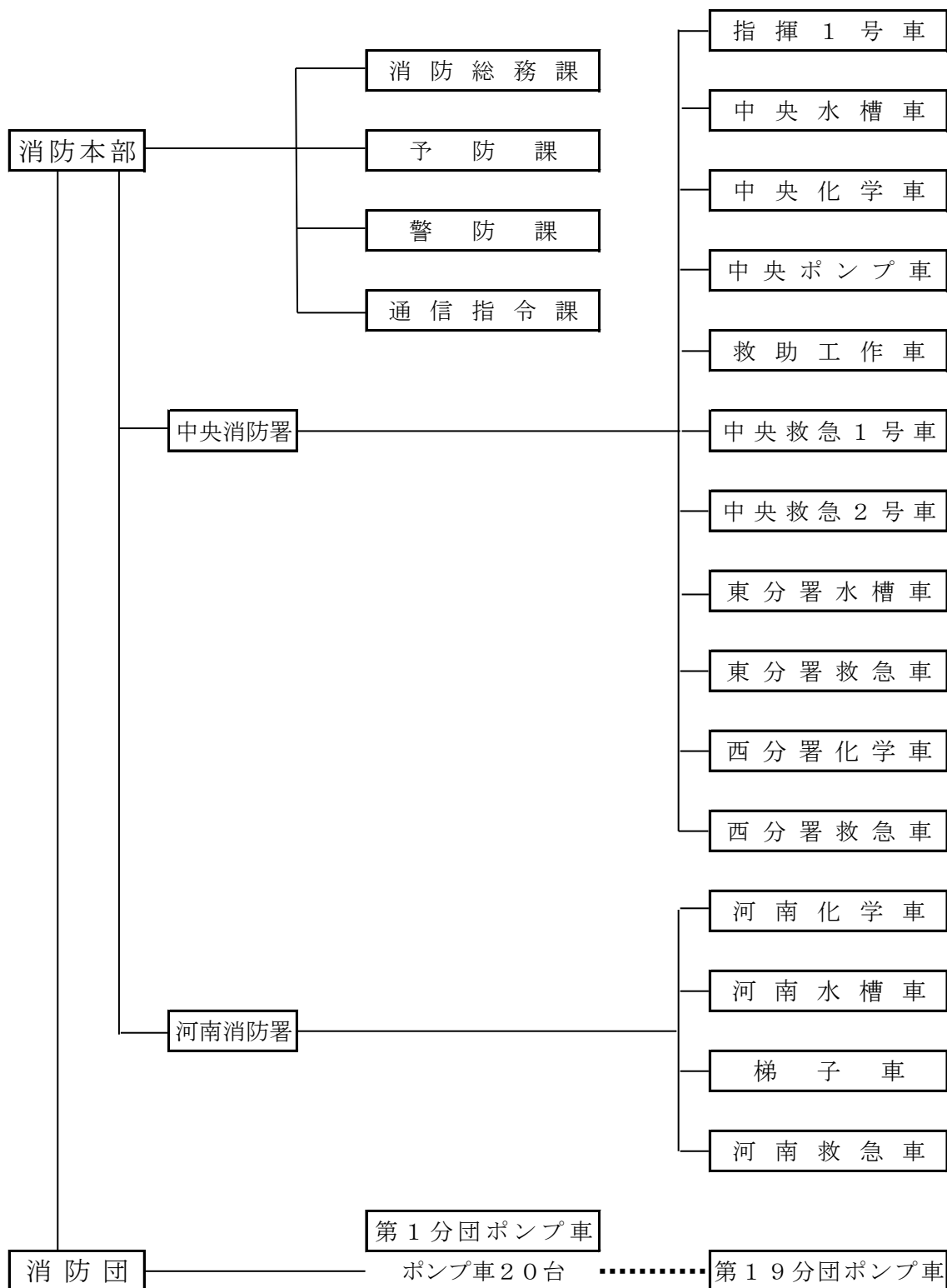
(1) 消防職員

		消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	事務職員	計	
定 員		階 級 別 に よ る 定 員 区 分 な し								180	
実 員		1	5	22	62	51	18	16	2	177	
消防本部	消 防 長	1								1	
	次 長		1							1	
	消防総務課	庶務担当				3	1				9
		消防防災担当			1	1	1			1	
	予 防 課	予防査察担当			1	4	2				10
		危険物担当		(1)	1	1	1				
	警防課	警 防 担 当		1	1	2	1				5
	通信指令課	第 1 担 当			1	3	1				12
第 2 担 当			1	1	3	1					
消 防 署	中央消防署	署 長		1						60	
		指揮調査第1担当			1	3					
		指揮調査第2担当			1	3					
		第 1 担 当			2	8	7	4	4		
		第 2 担 当			2	8	7	5	3		
	東分署	第 1 担 当			1	3	4	1	1	21	
		第 2 担 当			1	3	4	1	1		
	西分署	第 1 担 当			1	3	4	2		21	
		第 2 担 当			1	3	4	1	1		
	河南消防署	署 長		1							37
第 1 担 当				2	5	6	2	3			
第 2 担 当				2	5	6	2	3			

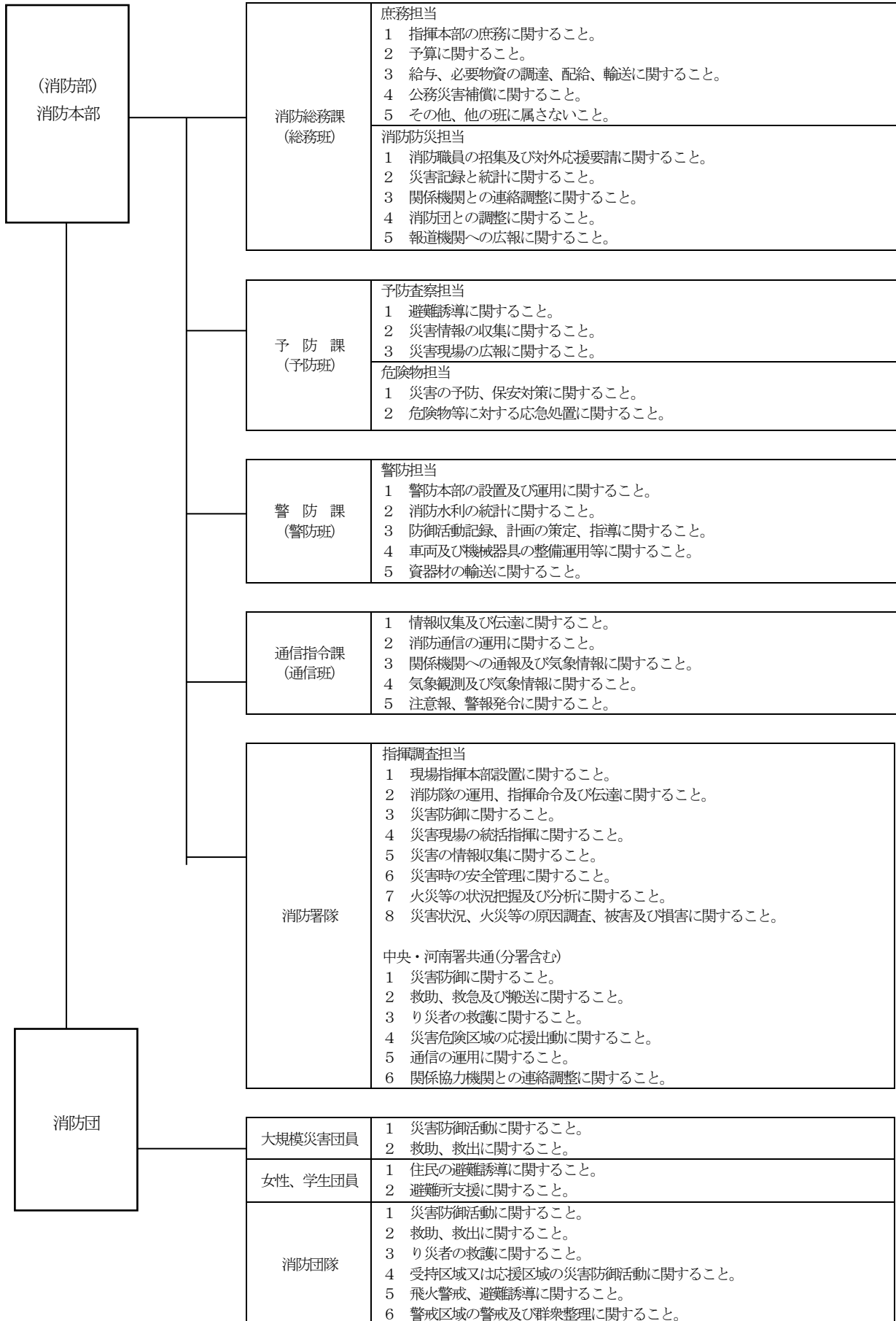
(2) 消防団員

団 長 1名	第 1分団
	第 2分団
	第 3分団
	第 4分団
	第 5分団
副団長 3名	第 6分団
	第 7分団
	第 8分団
	第 9分団
	第10分団
機能別消防団員	第11分団
女性消防団員	第12分団
OB消防団員	第13分団
大規模災害団員	第14分団
学生消防団員	第15分団
	第16分団
	第17分団
	第18分団
	第19分団
合 計	574名

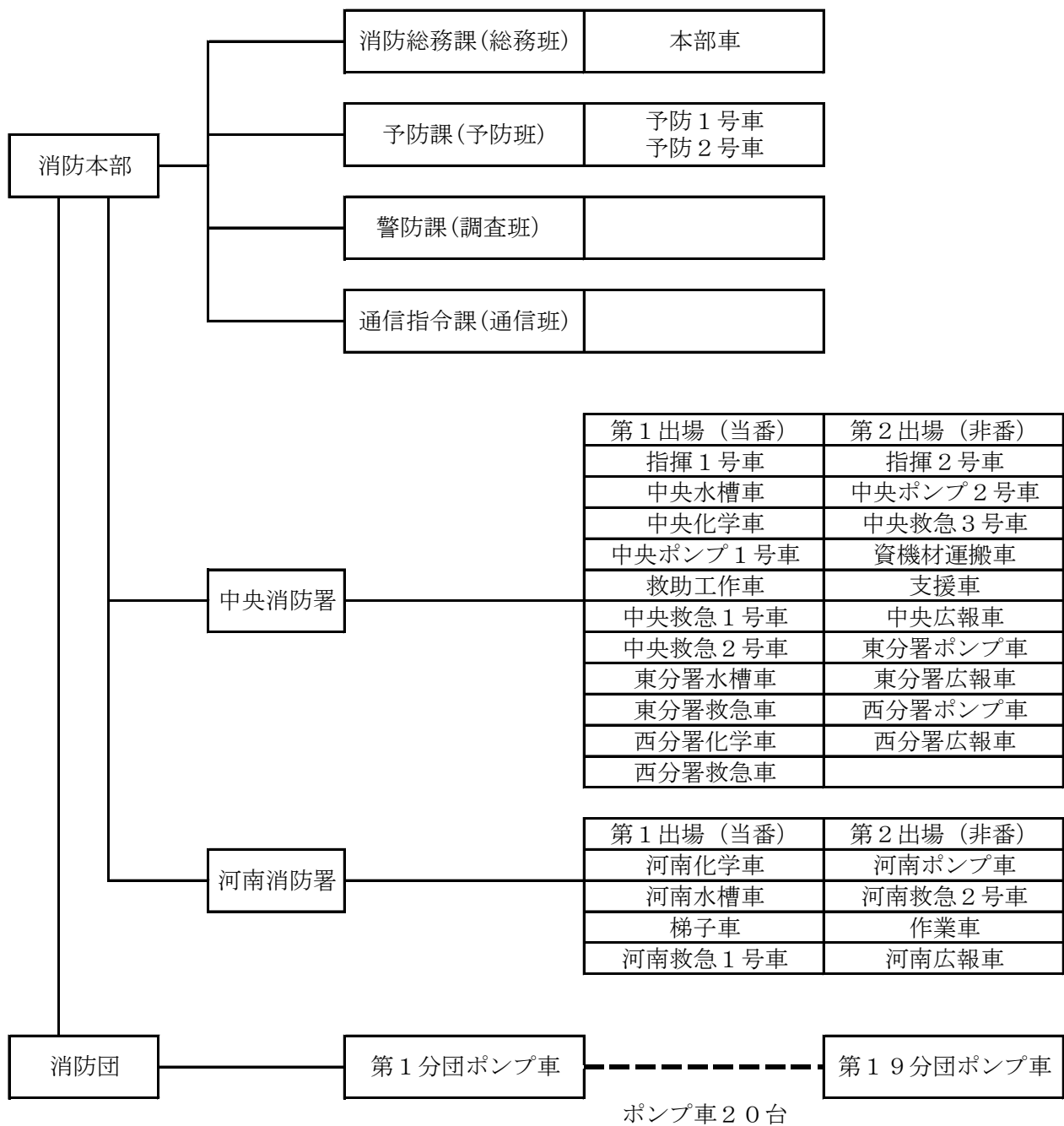
資料-4 通常災害の部隊編成



消防-5 非常災害時の消防本部、消防署及び消防団の機構



消防-6 非常災害（火災）の部隊編成

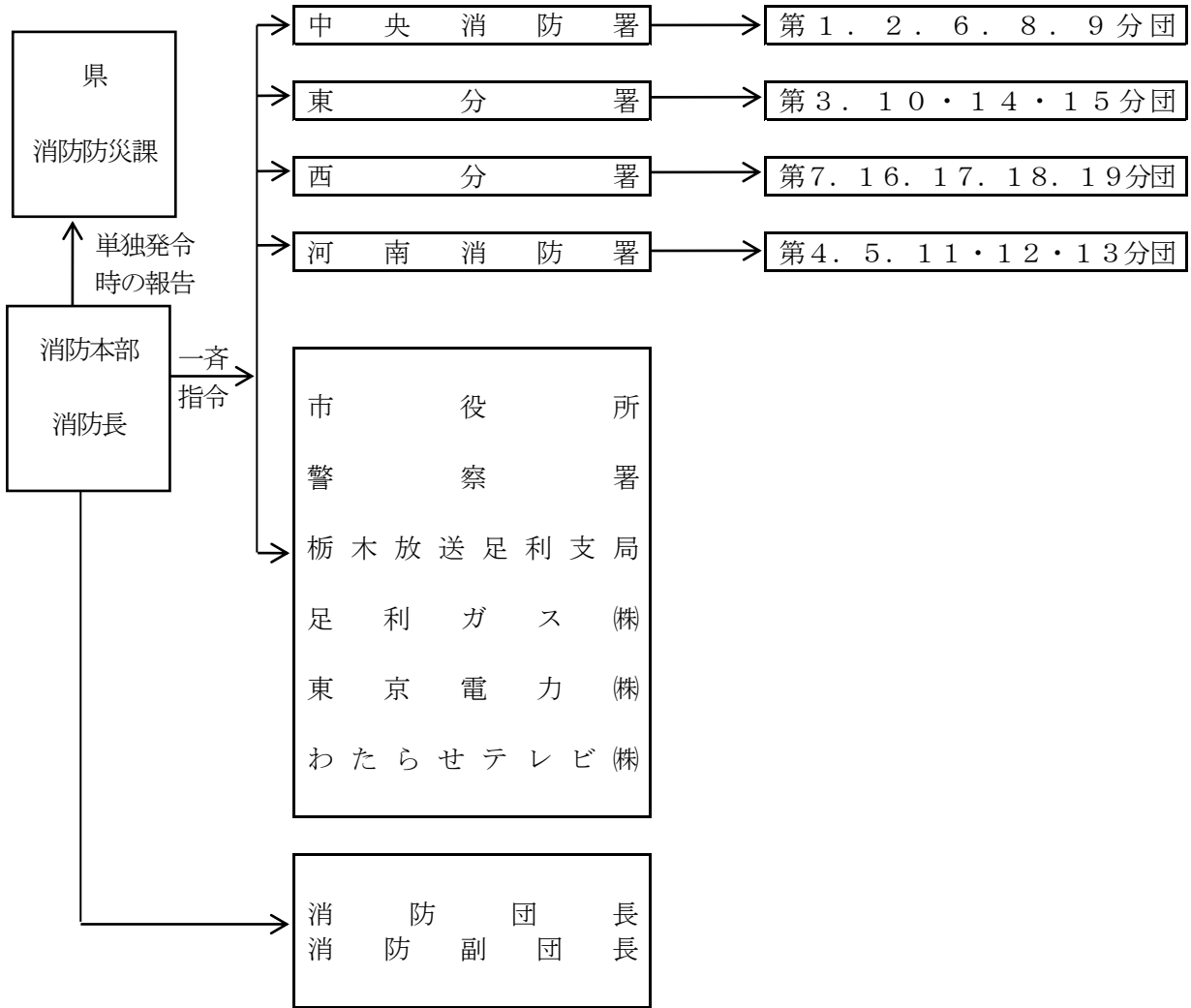


消防-7 市の消防機関の災害通信施設

施設の名義	局種	呼出符号	電波型式	周波数 (MHz)	所在地	電話番号					
足利市 消防本部	基地	あしかがしょうぼう (活動波 1)	5K80 G1E G1D	260 帯	堀込町 190-1	(71)9222					
		あしかがしょうぼうにし (活動波 2)			葉鹿町 2-3-2	(62)0119					
	移動	あしかが本部 1 あしかが予防 1 あしかが予防 2	"	"	大正町 863	(41)3197					
							あしかが指揮 1 あしかが指揮 2 あしかが中央化学 1 あしかが中央水槽 1 あしかが中央 1 あしかが中央 2 あしかが救助 1 あしかが資機材 1 あしかが支援 1 あしかが中央救急 1 あしかが中央救急 2 あしかが中央広報 1	(41)3194			
		あしかが東水槽 1 あしかが東 1 あしかが東救急 1 あしかが東広報 1				川崎町 1324	(91)0509				
		あしかが西化学 1 あしかが西 1 あしかが西救急 1 あしかが西広報 1				葉鹿町 2-3-2	(62)0119				
		あしかが河南化学 1 あしかが河南水槽 1 あしかが河南 1 あしかが河南 2 あしかが梯子 1 あしかが作業 1 あしかが河南救急 1 あしかが河南救急 2 あしかが河南広報 1				堀込町 190-1	(71)1000				
		携帯				あしかが本部 101, 102 あしかが予防 101~103	"	"	大正町 863	(41)3197	
						あしかが通信 101, 102, 601				堀込町 190-1	(71)9222
						あしかが本部 103 あしかが警防 101~103 あしかが中央 601, 602 あしかが中央 101~104, 201 ~204				大正町 863	(41)3194
						あしかが救助 501 あしかが中央救急 301, 302					
						あしかが東 101, 201, 202 あしかが東救急 301				川崎町 1324	(91)0509

施設の名称	局種	呼出符号	電波 型式	周波数 (MHz)	所在地	電話番号
足利市 消防本部	携帯	あしかが西 101, 201, 202, 601 あしかが西救急 301	5K80 G1E G1D	260 帯	葉鹿町 2-3-2	(62)0119
		あしかが河南 101~104, 201 ~204 あしかが梯子 401 あしかが作業 205 あしかが河南救急 301, 302			堀込町 190-1	(71)1000
	基地	あしかがしょうぼう (活動波 3)	"	"	堀込町 190-1	(71)9222
		あしかがしょうぼうにし (活動波 3)			葉鹿町 2-3-2	(62)0119
	移動	あしかが中央救急 1 あしかが中央救急 2	"	"	大正町 863	(41)3194
		あしかが東救急 1			川崎町 1324	(91)0509
		あしかが西救急 1			葉鹿町 2-3-2	(62)0119
		あしかが河南救急 1 あしかが河南救急 2			堀込町 190-1	(71)1000

消防-8 火災警報の伝達系統図



消防-9 消防車両の配置状況

消防車両の配置状況

(1) 消防本部 (6台)

(2023. 12. 1現在)

区分 車別	車名	型式	年式	出力 (kW)	登録番号	規格	登録年月日
本部車	三菱	D B A - C V 5 W	2016	125	とちぎ800さ8763		H28. 11. 21
訓練指導車	マツダ	A B F - S Y E 4 T	2009	74	とちぎ100す 928		H21. 8. 21
予防1号車	ホンダ	D B E - G J 3	2010	66	とちぎ800さ6518		H22. 9. 10
予防2号車	ニッサン	C B E - V F Y 1 1	2005	78	とちぎ800さ4557		H17. 12. 19
警防広報車	ホンダ	D B A - R G 1	2005	114	とちぎ500ぬ7596		H17. 7. 22
防災広報車	ホンダ	D B A - R N 7	2010	103	とちぎ500ほ7720		H22. 2. 12

(2) 中央消防署 (13台)

指揮1号車	トヨタ	C B F - T R H 2 2 6 K	2009	111	とちぎ800さ6107		H21. 9. 3
指揮2号車	トヨタ	C B F - T R H 2 0 0 K	2012	98	とちぎ800さ6909		H24. 2. 8
水槽車	日野	Q D G - F R 1 A P B A 改	2013	279	とちぎ830せ2013	水槽車	H25. 2. 28
化学車	日野	G X 2 A B - 1 0 1 6 8 2	2023	164	とちぎ830さ2022	I型	R 5. 8. 30
ポンプ1号車	日野	K K - X Z U 3 3 1 M	2003	103	とちぎ800さ2769	CD-I型	H15. 1. 17
ポンプ2号車	日野	K K - F D 1 J E D A 改	2001	220	とちぎ800さ2024		H13. 12. 5
救助工作車	日野	B D G - G X 7 J G W A 改	2008	220	とちぎ830す2008	II型	H20. 12. 9
救急1号車	トヨタ	C B F - T R H 2 2 6 S	2017	111	とちぎ830も 119	高規格	H29. 9. 4
救急2号車	トヨタ	C B F - T R H 2 2 6 S	2016	111	とちぎ800さ 373	高規格	H28. 9. 5
救急3号車	トヨタ	T C - V C H 3 8 S	2005	132	とちぎ800さ4070	高規格	H17. 1. 25
資機材運搬車	三菱	T K G - F G B 7 0	2013	110	とちぎ800さ7301		H25. 2. 21
広報車	スバル	L E - T V 2	2007	36	とちぎ880あ 154		H19. 9. 27
支援車	トヨタ	C B F - T R H 2 2 6 K	2017	111	とちぎ800さ9227		H29. 11. 24

(3) 東分署 (4台)

水槽車	日野	2 K G - G X 2 A B A	2018	177	とちぎ830せ2017	I-B型	H30. 2. 14
ポンプ車	いすゞ	U - N K R 5 8 E 2 N 改	1991	88	栃木 88ね3306	CD-I型	H 3. 6. 24
救急車	トヨタ	C B F - T R H 2 2 6 S	2018	111	とちぎ800さ9656	高規格	H30. 10. 5
広報車	スズキ	L E - D A 6 2 V	2001	36	とちぎ 80あ 58		H13. 10. 4

(4) 西分署 (4台)

化学車	日野	2 K G - G X 2 A B A	2022	164	とちぎ830す2021	I型	R 4. 2. 28
ポンプ車	三菱	U - F E 5 3 8 B 改	1994	96	栃木 88ね7407	CD-I型	H 6. 10. 27
救急車	トヨタ	C B F - T R H 2 2 6 S	2016	111	とちぎ830さ2499	高規格	H28. 2. 15
広報車	ホンダ	G B D - H H 6	2009	39	とちぎ880あ 241		H21. 10. 6

(5) 河南消防署 (6台)

化学車	日野	S D G - G X 7 J G A A 改	2014	164	とちぎ830そ2014	I型	H26. 12. 26
水槽車	日野	B D G - G X 7 J G W A 改	2007	162	とちぎ800ぬ 119	I-B型	H19. 12. 17
ポンプ車	三菱	U - F E 3 3 7 B 改	1993	88	栃木 88ね6218	CD-I型	H 5. 12. 10
救急1号車	トヨタ	3 B F - T R H 2 2 6 S	2023	108	とちぎ830み 99	高規格	R 5. 3. 16
救急2号車	トヨタ	C B F - T R H 2 2 6 S	2012	111	とちぎ830せ1199	高規格	H24. 2. 14
梯子車	日野	P K - F H 2 P L J A 改	2007	279	とちぎ800ほ 380	25M屈折	H19. 3. 2
作業車	トヨタ	K K - V Z U 3 8 2	2000	96	とちぎ800さ 699		H12. 7. 26
広報車	ホンダ	G B D - H H 6	2009	39	とちぎ880あ 240		H21. 10. 6

消防-10 救助用等資器材

種 類		計	中央消防署	東分署	西分署	河南消防署
救 器 助 具	簡 易 画 像 探 索 機	3	3			
	地 中 音 響 探 知 機	1	1			
	熱 画 像 直 視 装 置	5	3	1	1	
	夜 間 用 暗 視 装 置	2	2			
	空 気 式 救 助 マ ッ ト	2	2			
	救 命 索 発 射 銃	2	1			1
	サ バ イ バ ー ス リ ン グ	17	10	1	1	5
	油 圧 ジ ャ ッ キ	2	2			
	可 搬 ウ イ ン チ	5	2			3
	マ ン ホ ー ル 救 助 器 具	2	2			
	エ ン ジ ン カ ッ タ ー	7	3	1	1	2
	ガ ス 溶 断 機	1	1			
	チ ェ ー ン ソ ー	3	1	1	1	
	マ ッ ト 型 空 気 ジ ャ ッ キ	4	4			
	大 型 油 圧 ス プ レ ッ ダ ー	2	2			
	エ ア ー ツ ー ル	1	1			
	大 型 油 圧 切 断 機	2	2			
	削 岩 機	1	1			
	送 排 風 機	2	2			
	緩 降 機	2	1			1
	ロ ー プ 登 降 機	4	4			
救 命 ゴ ム ボ ー ト	7	4	1	1	1	
ア ル ミ ボ ー ト	2	2				
船 外 機	2	2				
水 中 ス ク ー タ ー	1				1	
測 定 器	可 燃 性 有 害 ガ ス 測 定 器	3	3			
	放 射 線 測 定 器	7	5	1		1
	ポ ケ ッ ト 線 量 計	18	13			5
隊 員 保 護 具	空 気 呼 吸 器	64	33	8	8	15
	酸 素 呼 吸 器	5	5			
	耐 熱 服	2	2			
	耐 電 衣	8	3			5
	化 学 防 護 服	17	6			11
	放 射 線 防 護 服	2	2			
	陽 圧 式 化 学 防 護 服	5	5			
	防 毒 マ ス ク	19	19			
救 器 急 具	血 圧 計	7	3	1	1	2
	血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器	7	3	1	1	2
	患 者 監 視 モ ニ タ ー	7	3	1	1	2
	手 動 式 人 工 呼 吸 器 (成 人 用)	7	3	1	1	2
	手 動 式 人 工 呼 吸 器 (小 児 ・ 新 生 児 用)	7	3	1	1	2
	自 動 式 人 工 呼 吸 器	7	3	1	1	2
	喉 頭 鏡 セ ッ ト	7	3	1	1	2
	気 管 内 挿 管 セ ッ ト	7	3	1	1	2
	電 動 吸 引 器	7	3	1	1	2

種 類		計	中央消防署	東分署	西分署	河南消防署
救 急 器 具	全脊柱固定具（バックボード）	7	3	1	1	2
	スクープストレッチャー	7	3	1	1	2
	脊 柱 固 定 具	7	3	1	1	2
	自 動 体 外 式 除 細 動 器	12	4	2	2	4
	自 動 式 心 マ ッ サ ー ジ 器	5	2	1	1	1
	陰 圧 式 患 部 固 定 具	7	3	1	1	2
そ の 他	化 学 消 火 剤 （ 器 ）	2,720	960	300	580	880
	オイルフェンス(吸着マット)10M	16	8	1	2	5
	除 染 シ ャ ワ ー	1				1
	中 和 剤 散 布 器	2	2			

消防-11 県内の消防本部化学消火剤備蓄一覧

(2023年12月1日現在)
(化学車積載分は除く)

消防本部名	電話	数量	備考
宇都宮市消防局	(028)625-5500	5,280 リットル	
足利市消防本部	(0284)41-3194	3,220 リットル	
栃木市消防本部	(0282)22-0119	2,980 リットル	
佐野市消防本部	(0283)22-4433	4,020 リットル	
鹿沼市消防本部	(0289)63-1141	1,400 リットル	
日光市消防本部	(0288)21-0016	1,570 リットル	
小山市消防本部	(0285)22-1119	7,520 リットル	
芳賀地区広域行政 事務組合消防本部	(0285)82-3161	2,500 リットル	
那須地区消防本部	(0287)28-5119	4,400 リットル	
塩谷広域行政組合 消防本部	(0287)54-2513	1,680 リットル	
南那須地区広域行政 事務組合消防本部	(0287)82-2009	2,080 リットル	
石橋地区消防組合 消防本部	(0285)53-0509	11,000 リットル	
計		46,320 リットル	

消防-12 防火上特に注意を要する建物一覧

(1) 福祉施設等

2023.12.1現在

番号	名 称	所 在 地	種 別
1	高齢者複合支援施設 喜重苑	今福町397-1	養護老人ホーム
2	特別養護老人ホーム麗日荘	田中町100	介護老人保健施設
3	特別養護老人ホーム清明苑	大月町1042-2	介護老人保健施設
4	特別養護老人ホーム盛雄苑	山下町2753-1	介護老人保健施設
5	特別養護老人ホーム和見山苑	稲岡町1083-1	介護老人保健施設
6	(社)美明会 特別養護老人ホーム義明苑	久保田町1223	介護老人保健施設
7	(社)美明会 特別養護老人ホーム義明苑 いなほ	久保田町1214-1	介護老人保健施設
8	(社)真善会 プロムナードひこや	葉鹿町2019-1	介護老人保健施設
9	特別養護老人ホーム たんぽぽ	通五丁目3435-3	介護老人保健施設
10	特別養護老人ホーム湯の里長寿苑	大沼田町2163-1	介護老人保健施設
11	特別養護老人ホームこはく苑	堀込町2006-1	介護老人保健施設
12	特別養護老人ホーム青空	島田町801	介護老人保健施設
13	特別養護老人ホームまごころ	本城一丁目1480-2	介護老人保健施設
14	高齢者複合施設みのりの里・田島	田島町1959-1	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15	特別養護老人ホームみどりの丘・大月	大月町545-25	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
16	特別養護老人ホームほほえみ	小俣町1562	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
17	(福)美福会 特別養護老人ホーム四季舎	伊勢町二丁目10-23	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
18	特別養護老人ホーム 義明苑ふくとみ	福富町1688	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
19	老人保健施設グリーンヒルズ21	大前町1220	介護老人保健施設
20	老人保健施設四恩苑	多田木町1168-1	介護老人保健施設
21	(医)博済会 マーガレットヒルズ	五十部町1749-5	介護老人保健施設
22	介護老人保健施設たすけあい	花園町1-2	介護老人保健施設
23	介護老人保健施設葵の園・足利	常見町二丁目10-1	介護老人保健施設
24	ショートステイ相生	大橋町二丁目1810-6	短期入所生活介護
25	特別養護老人ホーム 四季の華	新山町1-1	介護老人保健施設
26	高齢者介護福祉施設 八木宿	福居町180-1	短期入所生活介護
27	足利ケアセンターそよ風	山川町1078-2	短期入所生活介護
28	ショートステイほほえみ	堀込町1648-1	短期入所生活介護
29	ショートステイほほえみB棟	堀込町1648-1	短期入所生活介護
30	あがたの宿	県町1137	短期入所生活介護
31	ショートステイ・デイサービスセンター陽のあたる場所	今福町471-10	短期入所生活介護
32	醍醐の森 複合型デイサービスセンター	川崎町2360	短期入所生活介護
33	まどか苑	鹿島町709-4	短期入所生活介護
34	グループホーム なかよし2	大久保町766-1	短期入所生活介護
35	グループホームあじさい	多田木町1190	認知症高齢者GH
36	醍醐の森川崎	川崎町2316	認知症高齢者GH
37	介護付有料老人ホーム ほほえみ	小俣町1625	介護付有料老人ホーム
38	グループホーム大地	駒場町568-1	認知症高齢者GH
39	グループホームなかよし	大久保町755-1	認知症高齢者GH
40	グループホームほたる	稲岡町1064	認知症高齢者GH
41	グループホームひなた庵	小俣町291-3	認知症高齢者GH
42	ケアホームひなた庵	小俣町291-3	認知症高齢者GH
43	グループホームひなたぼっこ	中川町3567-1	認知症高齢者GH
44	住宅型有料老人ホーム ワールドステイ鹿島	鹿島町452-5	住宅型有料老人ホーム
45	グループホーム陽だまり	島田町754-1	認知症高齢者GH
46	(社)美明会 G・Hくぼた	久保田町1220-1	認知症高齢者GH
47	グループホームひなたの広場	五十部町490-1	認知症高齢者GH
48	ケアホームひなたの広場	五十部町490-1	認知症高齢者GH
49	グループホームさんぼ道	山下町2325-2	認知症高齢者GH
50	小規模多機能ホームさんぼ道	山下町2325-2	認知症高齢者GH
51	DS・CHひなたぼっこ	借宿町391-2	認知症高齢者GH
52	グループホームひなた日和・ケアホームひなた日和	本城一丁目1578-1	認知症高齢者GH

番号	名 称	所 在 地	種 別
53	Grand F&M 四季采	新山町2255-7	認知症高齢者GH
54	有料老人ホーム竹の翠 (居宅介護複合施設うるしばら)	福居町843	住宅型有料老人ホーム
55	介護付有料老人ホームくれまちす (ケアルネッサンスうるしばら)	借宿町610-1	介護付有料老人ホーム
56	高齢者介護施設 大地	駒場町568-1	住宅型有料老人ホーム
57	ケアハウス天王	福居町750-1	軽費老人ホーム
58	住宅型有料老人ホーム オアシス1	大久保町753	住宅型有料老人ホーム
59	東足利自動車教習所・オアシス2	大久保町753	有料老人ホーム
60	介護付有料老人ホーム ひまわり	大久保町754-1	介護付有料老人ホーム
61	グループホーム青の蓮	福居町843	認知症高齢者GH
62	ナーシングホームたいようふくとみ	福富町1103-1	住宅型有料老人ホーム
63	住宅型有料老人ホーム カルナ	大前町706	住宅型有料老人ホーム
64	(社)真善会 ケアハウスひこやの里	葉鹿町1921-4	軽費老人ホーム
65	(社)美明会 ケアハウス田園	久保田町1218-1	軽費老人ホーム
66	醍醐の森 指定通所介護事業所	山川町1144	有料老人ホーム
67	ラ・ナシカあしかが	山川町10-11	介護付有料老人ホーム
68	らくらくほ〜むあゆの郷	利保町二丁目15-2	住宅型有料老人ホーム
69	らくらくほ〜む桐の郷	福富町976-6	住宅型有料老人ホーム
70	らくらくほ〜む小葉の郷	葉鹿町540	住宅型有料老人ホーム
71	e-らいふほ〜む福	福居町1287-1	住宅型有料老人ホーム
72	e-らいふほ〜む丘	上渋垂町503	住宅型有料老人ホーム
73	e-らいふほ〜む毛野	常見町三丁目8-2	住宅型有料老人ホーム
74	ふるさとホーム足利	福富町2178-1	介護付有料老人ホーム
75	ふるさとホーム足利渡良瀬川	福富町1836-1	介護付有料老人ホーム
76	ワールドステイいかるぎ	鶴木町229-1	介護付有料老人ホーム
77	ワールドステイ堀込	堀込町2582-1	介護付有料老人ホーム
78	住宅型有料老人ホーム サクラ 1号館	大前町481	住宅型有料老人ホーム
79	住宅型有料老人ホーム サクラ 2号館	大前町481	住宅型有料老人ホーム
80	住宅型有料老人ホーム サクラ 3号館	大前町481	住宅型有料老人ホーム
81	大地WEST	山下町1395-1	介護付有料老人ホーム
82	シティ倶楽部ビル (ビュアホーム)	大前町838-1	住宅型有料老人ホーム
83	住宅型有料老人ホーム アイホーム足利	常見町二丁目11-8	住宅型有料老人ホーム
84	住宅型有料老人ホーム アイホーム足利式番館	常見町二丁目11-7	住宅型有料老人ホーム
85	住宅型有料老人ホーム のぞみの家	常見町一丁目7-6	有料老人ホーム
86	マーガレットヒルズⅢ	五十部町1140-1	介護付有料老人ホーム
87	サービス付き高齢者向け住宅きらら	江川町三丁目5-4	介護付有料老人ホーム
88	住宅型有料老人ホーム ヴィベル藍燦々	小俣町897-2	住宅型有料老人ホーム
89	住宅型有料老人ホーム ヴィベル足利大前町	大前町220-1	住宅型有料老人ホーム
90	グリーンハーベストあしかが	鶴木町123-2	介護付有料老人ホーム
91	家族の家 ひまわり足利福居町	福居町339	介護付有料老人ホーム
92	らくらくほ〜む倉の郷	福居町587-1	住宅型有料老人ホーム
93	サービス付き高齢者向け住宅ハレノヒ	中川町3591-4	介護付有料老人ホーム
94	住宅型有料老人ホーム つくし	上渋垂町237-1	住宅型有料老人ホーム
95	e-らいふほ〜む大坊	八柵町374-1	住宅型有料老人ホーム
96	住宅型有料老人ホーム ハイビスカス	葉鹿町一丁目29-35	有料老人ホーム
97	ワールドステイ 福居	福居町511-1	有料老人ホーム
98	(社)みようぎ会 やまゆりの里	大沼田町525-1	障害者支援施設
99	(社)善隣学園 ルンビニー園 明日香寮	樺崎町1706-1	障害者支援施設
100	(社)善隣学園 ルンビニー園 希望寮	樺崎町1706-1	障害者支援施設
101	(社)渡良瀬会 かしわ荘 居住棟	葉鹿町2245	障害者支援施設
102	(社)渡良瀬会 緑ヶ丘育成園 柏寮	葉鹿町2274	障害者支援施設
103	(社)渡良瀬会 緑ヶ丘育成園 松寮	葉鹿町2274	障害者支援施設
104	(社)渡良瀬会 栃の葉荘	葉鹿町2227	障害者支援施設
105	(社)こころみる会 こころみ学園 やまのこ棟・たんぼぼ棟	田島町616	障害者支援施設
106	(社)こころみる会 こころみ学園 ぶどう学舎	田島町616	障害者支援施設
107	(社)こころみる会 こころみ学園 管理棟	田島町616	障害者支援施設
108	(社)こころみる会 こころみ学園 あけぼの荘	田島町616	障害者支援施設
109	(社)こころみる会 こころみ学園 田島荘	田島町616	障害者支援施設
110	(社)こころみる会 三井荘・あさひ荘	大町491-1	障害者支援施設

番号	名 称	所 在 地	種 別
111	(社)こころみる会 うちこし荘	田島町261-1	障害者支援施設
112	(社)こころみる会 もちぶね荘	田島町620-1	障害者支援施設
113	(社)こころみる会 小松荘	田島町581-1	障害者支援施設
114	(社)愛光園 陽光園・愛光園ホーム	稲岡町500	障害者支援施設
115	グループホーム小俣宿 桜棟	小俣町411	障害者支援施設
116	グループホーム小俣宿 向日葵棟	小俣町411	障害者支援施設
117	グループホーム小俣宿 金木犀棟	小俣町411	障害者支援施設
118	グループホーム小俣宿 水仙棟	小俣町411	障害者支援施設
119	あしかが西の杜	山下町2422-1	介護老人保健施設
120	ブルーエ・グループホーム ホームだんげ	猿田町2-3	障害者支援施設
121	社会福祉法人愛光園 ホームひだまり	稲岡町596-1	障害者支援施設
122	社会福祉法人愛光園 ホームこもれび	稲岡町596-1	障害者支援施設
123	社会福祉法人渡良瀬会グループホームみどり 東棟	葉鹿町2274-9	障害者支援施設
124	社会福祉法人渡良瀬会グループホームみどり 西棟	葉鹿町2274-9	障害者支援施設
125	ウィズ朝倉 ロイヤルラウンジ	朝倉町666-5	障害者支援施設
126	ウィズ朝倉 エグゼクティブラウンジ	朝倉町666-5	障害者支援施設
127	ウィズ朝倉 プレミアムラウンジ	朝倉町666-5	障害者支援施設
128	ウィズ借宿 ロイヤルラウンジ	借宿町605-5	障害者支援施設
129	ウィズ借宿 エグゼクティブラウンジ	借宿町605-5	障害者支援施設
130	ウィズ借宿 プレミアムラウンジ	借宿町605-5	障害者支援施設
131	ソーシャルインクルホーム足利福富町	福富町1836-2	障害者支援施設
132	アーク足利	五十部町618-2	有料老人ホーム
133	住宅型有料老人ホーム 宮ノ里	西砂原後町1210-2	有料老人ホーム
134	サービス付き高齢者向け住宅 みずほの家	常見町二丁目18-7	有料老人ホーム
135	グループホームふわふわ足利	福居町2272-3	障害者支援施設
136	ケヤキ倶楽部	芳町42-1	有料老人ホーム
137	住宅型有料老人ホーム おひさま	山下町2363	有料老人ホーム
138	両毛丸善株式会社 グッドネス足利	福富町2172-1	有料老人ホーム
139	住宅型有料老人ホームワールドステイ足利	福居町979-1	住宅型有料老人ホーム

(2) 病院・診療所又は助産所（入院施設を有する）

2023. 12. 1現在

番号	名 称	所 在 地	病 床 数
1	鈴木病院	栄町一丁目3412	56床
2	青木病院	本城一丁目1560	156
3	足利赤十字病院	五十部町284-1	540
4	長崎病院	伊勢町一丁目4-7	80
5	柏瀬眼科	相生町386-1	6
6	浅岡医院	相生町387	13
7	大岡胃腸内科	花園町4-2	19
8	栃木産科婦人科医院	錦町14	14
9	あしかがの森足利病院	大沼田町615	240
10	本庄記念病院	堀込町2859	108
11	両毛クリニック	中川町3546-5	19
12	今井病院	田中町100	186
13	伏島クリニック	朝倉町三丁目3-1	12
14	足利富士見台病院	大前町1272	139
15	鹿島整形外科	鹿島町506	19
16	田村レディースクリニック	江川町三丁目13-3	14
17	浅原眼科クリニック	朝倉町三丁目16-4	6
18	足利第一病院	大月町1031	57
19	皆川病院	多田木町1168-1	72
20	前沢病院	福居町1210	105
21	みなみ眼科	福居町184-1	6
22	足利中央病院	下渋垂町447	79

(3) 旅館・ホテル又は宿泊所（3階以上）

2023. 12. 1現在

番号	名 称	所 在 地	客 室 数
1	ホテルルートイン足利駅前	通一丁目2688-1	135室
2	(株)足利タウンホテル	通二丁目2623	65
3	ニューミヤコホテル足利本館	南町4254-2	80
4	ホテル若桜	大門通2374-2	41
5	東横イン栃木足利駅北口	伊勢町一丁目1-6	106
6	ホテル高雄	伊勢町三丁目8-5	68
7	ビジネスホテルかわかみ	伊勢町三丁目2-17	19
8	東足利自動車教習所・オアシス2・ひまわり	大久保町753	28
9	ニューミヤコホテル足利別館	田中町634	41
10	(株)足利自動車教習所【キューティーハウス】	田中町513-3	32
11	(株)足利自動車教習所【瀬南ハイツ】	田中町459-1	38
12	ホテルルートイン第2足利	堀込町2460	162
13	ホテル パシオンリゾート	福富町1071-2	15
14	足利ビジネスホテル 新館	今福町56	12
15	ビジネスホテルニュー大栄	借宿町281-12	18

(4) 共同住宅（7階以上）

2023. 12. 1現在

番号	名 称	所 在 地	階 数
1	モンシャトー足利成和	通四丁目2562-7	7 F
2	プレジール足利1号館	本城二丁目4003-2	7 F
3	セントラルコーポ	本城二丁目1902	7 F
4	泰平ビル	伊勢町二丁目14-9	7 F
5	センチュリー足利リバーサイド	伊勢南町7-7	7 F
6	グリーンハイツ	大橋町二丁目1810	7 F
7	カムフォータブル山川	山川町49-9	7 F
8	ロイヤルクレスト	山川町27-9	7 F
9	マンションサンエイド足利	八幡町一丁目21-6	7 F
10	グランドパレス	八幡町三丁目3-16	7 F
11	第二浅間台ハウス	借宿町149	7 F
12	サンハイツ堀込	堀込町2587-1	7 F
13	足利市山辺南ハイツ	堀込町2606	7 F
14	パークハイム	朝倉町二丁目3-7	7 F
15	シベルハイツ	田中町932-7	7 F
16	アドバンスヒルズ	田中町929-3	7 F
17	レジデンス足利	今福町347-1	7 F
18	マンションみえ	五十部町449-1	7 F
19	シオンレジデンス	五十部町502-1	7 F
20	最上ハイツ足利	鹿島町755-1	7 F
21	レナジア福居	福居町1598-1	7 F
22	県営葉鹿住宅2号棟	葉鹿町757	7 F
23	プレジール足利2号館	本城二丁目4003-15	8 F
24	シーザパレス山の手I	東砂原後町1086-10	8 F
25	県営堀里住宅4号棟	堀込町1003-12	8 F
26	サンクレイドル足利ソプラディア	八幡町600-24	8 F
27	センチュリー足利	通二丁目4-8	9 F
28	高雄ハイツ	田中町946-5	9 F
29	足利市営春日住宅1号棟	山下町1490	9 F
30	グリーンミュキ足利	朝倉町258	9 F
31	トポス赤門	田中町907-1	9 F
32	サン・コモード	通二丁目6-21	10 F
33	ニュートンヴィレッジ	本城三丁目3905-7	10 F
34	グランビュウ砂原後	東砂原後町1086-3	10 F
35	ズイコーハイツ・パートII	田中町15-2	10 F
36	グランドコート春日台	山下町1312-7	10 F
37	シーズガーデン足利	朝倉町733-35	10 F
38	足利市営中橋ハイツ（足利市美術館）	通二丁目14-7	11 F
39	コートアベニュー足利	通三丁目2782-1	11 F
40	ラヴィール足利	通七丁目3133-2	11 F
41	セントラルハイツ足利	伊勢町一丁目5-1	11 F
42	ダイアパレス足利	伊勢町一丁目7-9	11 F
43	コミュニティータワー浅間台	借宿町115-17	11 F
44	フォレストリア足利中川	中川町3705-1	11 F
45	ズイコーアスピラントハイツ足利	田中町15-3	11 F
46	コミュニティーインタワーA棟	福居町1111-5	11 F
47	フォレストリア足利新山	新山町2241-4	11 F
48	パークサイドヒルズ	緑町二丁目3-8	12 F
49	ブルーフォレスト足利	大町643	12 F
50	モナーク足利	永楽町2690-1	12 F
51	ローゼンクローネ	八幡二丁目34	13 F
52	NEW中川	中川町2-3	13 F
53	ガーデンパレスわたらせ	田中町16-5	14 F
54	パレ・リュクスール	田中町57-2	14 F
55	足利スカイタワー1 6	田中町7-8	15 F

(5) その他(7階以上、共同住宅以外の用途)

2023. 12. 1現在

番号	名 称	所 在 地	階 数
1	長島商事(株)	西砂原後町1141-71	7 F
2	足利大学本館	大前町268-1	7 F
3	ケアハウス天王	福居町750-1	7 F
4	ホテル若桜	大門通2374-2	7 F
5	栄進グループ教務本部ビル	通四丁目2790-1	8 F
6	第1晃伸ビル	福居町1553	8 F
7	足利大学附属高等学校(ミレニアム棟)	福富町2142	8 F
8	足利デザイン・ビューティ専門学校1号館	田中町914	8 F
9	足利大学本城キャンパス本館	本城三丁目2100	8 F
10	足利赤十字病院本棟	五十部町284-1	9 F
11	ニューミヤコホテル足利本館	南町4254-2	9 F
12	白鷗大学足利高等学校本館	伊勢南町3-1, 2, 3	9 F
13	ホテルルートイン足利駅前ホテル棟	通一丁目2688-1	9 F
14	東横イン栃木足利駅北口 立体駐車場棟	伊勢町一丁目1-6	2 F
15	東横イン栃木足利駅北口ホテル棟	伊勢町一丁目1-6	10 F
16	ホテルルートイン第2足利	堀込町2460	10 F

(6) 防火対象物点検報告対象物 (収容人員1,000人以上の建物)

2023. 12. 1現在

番号	名 称	所 在 地	収容人員
1	足利市総合運動公園 硬式野球場	田所町1123	2,670(人)
2	足利市総合運動公園 陸上競技場	田所町1123	2,524(人)
3	足利市民体育館	大橋町一丁目2007-3	3,350(人)
4	TRIAL足利店	上洪垂町1543-31	1,315(人)
5	足利市とうこうコミュニティセンター	伊勢町3-7-5	2,214(人)
6	セレモールあい	江川一丁目19-1	1,221(人)
7	カインズ足利店	堀込町265	1,260(人)
8	ケーヨーデイツー足利店	助戸一丁目696-1	2,053(人)
9	コンフォモール足利	八幡町600-1	1,180(人)
10	ニトリ足利店	朝倉町243-14	1,264(人)
11	ヨークタウン足利	朝倉町二丁目21-16	3,375(人)
12	カインズ足利大月店	大月町3-2	1,836(人)
13	ケーズデンキ足利店	大月町3-2	1,533(人)
14	ヤマダデンキ家電住まいの館YAMADA足利店	朝倉町244-1	1,344(人)
15	足利赤十字病院	五十部町284-1	4,193(人)
16	足利健康ランド	朝倉町243-7	1,170(人)
17	コムファーストショッピングセンター	朝倉町245	7,044(人)
18	(公財)栃木県南地域地場産業振興センター	田中町32-11	1,033(人)
19	足利商工会議所	通三丁目2757-1	1,729(人)
20	アシコタウンあしかが YB・モール棟・シネマ棟	大月町3-2	6,533(人)
21	スーパービバホーム足利堀込店	堀込町170-1	3,943(人)
22	ビバモール足利堀込A棟(マミーマート・PCデポ)	堀込町250-1	1,751(人)
23	さがみ典礼 助戸東山	助戸東山町858-1	1,287(人)
24	足利市民プラザ 西館	朝倉町264	1,117(人)
25	(一財)足利織物会館	通三丁目2589	1,498(人)

(7) 防災管理点検報告対象物

2023. 12. 1現在

番号	名 称	所 在 地
1	足利赤十字病院	五十部町284-1
2	足利大学	大前町268-1
3	アキレス(株)第1工場	借宿町668
4	コムファーストショッピングセンター	朝倉町245
5	足利大学附属高等学校	福富町2142
6	(株)キリウ	小俣南町2

消防-13 消防水利一覽

(1) 消 火 栓 (基)

R5 (2023) . 12. 1現在

区分 \ 種別	単式	複式	計
公設	2,884		2,884
私設	5		5
計	2,889		2,889

(2) 防火水槽 (基)

種別 \ 規模別	20m ³ ~40m ³ 未満	40 m ³ ~100 m ³ 未満	100m ³ 以上	計
公設	277	30	1	309
私設	41	54	18	113
計	318	84	19	421

(3) 防火用池等 (箇所)

種別 \ 規模別		300m ³ 未満	300m ³ 以上	計
私設	池沼	3	3	6
	プール	7	33	40
計		10	36	46

消防-14 消防相互応援協定書（佐野市）

消防相互応援協定書（佐野市）

消防組織法（昭和22年法律第226条）第39条第2項の規定に基づき、佐野市と足利市（以下「協定団体」という。）との間において、消防の相互応援に関し、次により協定する。

（目的）

第1条 この規定は、協定団体の相互の緊密なる協力のもとに火災等の災害に対処することを目的とする。

（相互応援）

第2条 前条の目的を達成するため、協定団体は、災害を受報又は覚知した場合、消防隊、救急隊、その他必要な人員を出場させ、応援活動するものとする。

（応援区域）

第3条 この協定による応援区域は、隣接する区域で応援隊の出場できる範囲とする。ただし、特別な要請のある場合は、この限りでない。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、次により処理するものとする。

（1）応援者側の負担

応援出場に要した消防職団員の手当、災害補償費等及び機械器具の破損修理の経費

（2）受援者側の負担

災害地での燃料の補給又は給食等を必要とした場合の所要経費

（3）本条に規定した事項又はその他の事項で特に必要がある場合は、その都度協定団体間で協議の上決定する。

（報告）

第6条 この規定に基づく出場をした場合は、必ず受援地側に報告するものとする。

（協議）

第7条 本協定の円滑な実施を図るため、必要により協議をするものとする。

附 則

1 この協定は、昭和55年6月16日から施行する。

2 本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

昭和55年6月16日

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から施行する。

2 昭和55年6月16日に締結した消防相互応援協定は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

平成26年4月1日

佐野市長 岡 部 正 英

足利市長 和 泉 聡

消防-15 消防相互応援協定書（館林地区消防組合）

消防相互応援協定書（館林地区消防組合）

消防組織法（昭和22年法律第226条）第21条第2項の規定に基づき、館林地区消防組合と足利市（以下「協定団体」という。）との間において、消防の相互応援に関し、次により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定団体の相互の緊密なる協力のもとに火災等の災害に対処することを目的とする。

（相互応援）

第2条 前条の目的を達成するため、協定団体は、災害を受報又は覚知した場合、消防隊、救急隊、その他必要な人員を出場させ、応援活動するものとする。

（応援区域）

第3条 この協定による応援区域は、隣接する区域で応援隊の出場できる範囲とする。ただし、特別な要請のある場合は、この限りでない。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、次により処理するものとする。

（1）応援者側の負担

応援出場に要した消防職団員の手当、災害補償費等及び機械器具の破損修理の経費

（2）受援者側の負担

災害地での燃料の補給又は給食等を必要とした場合の所要経費

（3）本条に規定した事項又はその他の事項で特に必要がある場合は、その都度協定団体間で協議のうえ決定する。

（報告）

第6条 この協定に基づく出場をした場合は、必ず受援地側に報告するものとする。

（協議）

第7条 本協定の円滑な実施を図るため、必要により協議をするものとする。

附 則

1 この協定は、昭和55年6月16日から施行する。

2 本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

昭和55年6月16日

館林地区消防組合

管理者 山本達司

足利市長 町田幸久

消防-16 消防相互応援協定書（太田市）

消防相互応援協定書（太田市）

消防組織法（昭和22年法律第226条）第21条第2項の規定に基づき、太田市と足利市（以下「協定団体」という。）との間において、消防の相互応援に関し、次により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定団体の相互の緊密なる協力のもとに火災等の災害に対処することを目的とする。

（相互応援）

第2条 前条の目的を達成するため、協定団体は、災害を受報又は覚知した場合、消防隊、救急隊、その他必要な人員を出動させ、応援活動するものとする。

（応援区域）

第3条 この協定による応援区域は、太田市消防本部管轄と足利市消防本部管轄の隣接する区域で応援隊の出動できる範囲とする。ただし、特別な要請のある場合は、この限りでない。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、次により処理するものとする。

（1）応援者側の負担

応援出動に要した消防職団員の手当、災害補償費等及び機械器具の破損修理の経費

（2）受援者側の負担

災害地での燃料の補給又は給食等を必要とした場合の所要経費

（3）本条に規定した事項又は、その他の事項で特に必要がある場合は、その都度協定団体間で協議のうえ決定する。

（報告）

第6条 この協定に基づく出動をした場合は、必ず受援地側に報告するものとする。

（協議）

第7条 本協定の円滑な実施を図るため、必要により協議をするものとする。

附 則

1 この協定は昭和55年6月16日から施行する。

附 則

2 この協定は再締結し平成17年5月2日から施行する。

3 本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

平成17年5月2日

太田市長 清水 聖 義

足利市長 吉 谷 宗 夫

消防-17 消防相互応援協定書（桐生市）

消防相互応援協定書（桐生市）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、桐生市と足利市（以下「協定団体」という。）との間において、消防の相互応援に関し、次により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定団体の相互の緊密なる協力のもとに火災等の災害に対処することを目的とする。

（相互応援）

第2条 前条の目的を達成するため、協定団体は、災害を受報又は覚知した場合、消防隊、救急隊、その他必要な人員を出場させ、応援活動するものとする。

（応援区域）

第3条 この協定による応援区域は、隣接する区域で応援隊の出場できる範囲とする。ただし、特別な要請のある場合は、この限りではない。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、次により処理するものとする。

（1）応援者側の負担

応援出場に要した消防職団員の手当、災害補償費等及び機械器具の破損処理の経費

（2）受援者側の負担

災害地での燃料の補給又は給食等を必要とした場合の所要経費

（3）本条に規定した事項又はその他の事項で特に必要がある場合は、その都度協定団体間で協議の上、決定する。

（報告）

第6条 この協定に基づく出場をした場合は、必ず受援地側に報告するものとする。

（協議）

第7条 本協定の円滑な実施を図るため、必要により協議するものとする。

附 則

1. この協定は、平成18年3月27日から施行する。
2. 本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

平成18年3月27日

桐生市 市長 大澤善隆

足利市 市長 吉谷宗夫

消防-18 関越自動車道、上信越自動車道及び北関東自動車道における消防相互応援協定書（前橋市他協定団体）

関越自動車道、上信越自動車道及び北関東自動車道における
消防相互応援協定書（前橋市他協定団体）

児玉郡市広域市町村圏組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、伊勢崎市、高崎市・安中市消防組合、前橋市、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合、佐久広域連合、太田市及び足利市（以下「協定団体」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、関越自動車道、上信越自動車道及び北関東自動車道（以下「高速道路」という。）の消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、関越自動車道の本庄・関越トンネル間、上信越自動車道の藤岡・佐久間及び北関東自動車道の高崎・足利間における、火災又は救急事故等（以下「災害」という。）が発生した際に消防業務の円滑化を図るため、協定団体が相互に応援することを目的とする。

（出動）

第2条 協定団体の消防機関は、高速道路における災害の処理のため、災害発生地から応援の要請があった場合は、相互に消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

2 高速道路のインターチェンジ（車種制限のないスマートインターチェンジを含む。以下同じ。）の所在する協定団体の消防機関が他の協定団体の区域内の高速道路における災害を覚知したときは、前項の応援要請があったものとみなし、別表1、別表2及び別表3に掲げる分担区分により消防隊等を派遣するものとする。

3 消防隊等を派遣したときは、その状況を災害発生地の消防長に速報するものとする。

（出動する消防隊等の数）

第3条 応援のため派遣する消防隊等は、原則として1隊とする。ただし、災害の規模により災害発生地からの要請又は担当消防機関の長が必要と認めたときは、派遣消防隊等を増加することができる。

（第2次担当消防機関）

第4条 インターチェンジ所在地の消防機関が災害の発生を覚知した場合において、第1次担当消防機関が他の災害防衛等のため派遣すべき消防隊等がないときは、第2次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。この場合第1次担当消防機関は、第2次担当消防機関にその旨を通報するものとする。

2 大規模災害又は第1次担当消防機関から派遣された消防隊等が現場到着後、自隊のみで業務の処理ができないと認めたときは、第2次担当消防機関へ消防隊等の派遣を要請するものとする。

（出動隊の指揮）

第5条 前3条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。

（消防業務の通報）

第6条 消防機関がその管轄する区域以外の地域において消防業務に従事したときは、災害の状況等を災害発生地の消防長に通報するものとする。

（救急病院等）

第7条 協定団体は、救急病院等の所在地その他関係事項を調査のうえ、相互に連絡し救急業務を円滑に行うものとする。

2 インターチェンジ所在地の消防長は、管轄区域内インターチェンジ付近の医療機関の中から高速道路

における災害による傷病者を搬送する医療機関（以下「救急病院」という。）を選定しておくものとする。
3 前項により救急病院を選定したときは、その所在地、経路その他救急活動に必要な事項を関係消防長に通報するものとする。

（消防無線交信）

第8条 協定団体は、災害が発生した際に無線通信の不感が生じた場合は、相互に無線交信を行い災害処理の円滑を図るため協力するものとする。

2 前項に基づき、出動した消防隊等は自己消防機関と無線交信が不能になったときは、最寄りの協定団体と無線交信を行い災害処理の円滑化を図るものとする。また、無線交信を受けた協定団体は、出動した消防隊等の消防機関の長へその内容を直ちに報告するものとする。

（経費の負担）

第9条 応援に要する経費は、法令その他に別段の定めがある場合のほか、次により負担するものとする。

（1）応援のために要した経常経費は、応援を行った団体の負担とする。ただし、消防用資機材等で応援の要請により調達し、又は立て替えしたものについては、応援を受けた団体が現物により又はその経費を負担する。

（2）応援出動した消防隊等が長時間にわたり活動し、燃料、消防用資機材等の補給、給食等を必要とする場合は、応援を受けた団体が現物により又はその経費を負担するものとする。

（3）応援出動した消防隊員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、死亡し、又は廃疾となった場合における消防賞じゅつ金の授与又は災害補償は、応援を行った団体の負担とする。

（4）応援出動した消防隊員等が、応援業務遂行中第三者に損害を与えた場合は応援を受けた団体がその賠償の責めに任ずる。ただし、重大なる過失があった場合又は災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。

2 前項の定める経費の負担について特に必要がある場合は、その都度当該協定団体間で協議のうえ決定することができる。

（委 任）

第10条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協議実施のために必要な事項は、協定団体の消防長が協議して決定するものとする。

（協 議）

第11条 この協定に定めのない事項については、協定団体の市長、理事長、管理者及び広域連合長が協議のうえ決定するものとする。

（効力の発生）

第12条 この協定は、平成26年2月22日から効力を発生する。

この協定を証するため、本書11通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成26年2月22日

前 橋 市 市 長 山 本 龍 印

高 崎 市 ・ 安 中 市 消 防 組 合 理 事 長 富 岡 賢 治 印

伊 勢 崎 市 市 長 五十嵐 清 隆 印

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 理事長 新 井 利 明 印

児玉郡市広域市町村圏組合 管理者 吉 田 信 解 印

渋川地区広域市町村圏振興整備組合 管理者 阿久津 貞 司 印

利根沼田広域市町村圏振興整備組合 理事長 星 野 巳喜雄 印

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 理事長 岡 野 光 利 印

佐 久 広 域 連 合 広域連合長 柳 田 清 二 印

太 田 市 市 長 清 水 聖 義 印

足 利 市 市 長 和 泉 聡 印

消防-18 消防相互応援協定書（桐生市）

消防相互応援協定書（桐生市）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、桐生市と足利市（以下「協定団体」という。）との間において、消防の相互応援に関し、次により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定団体の相互の緊密なる協力のもとに火災等の災害に対処することを目的とする。

（相互応援）

第2条 前条の目的を達成するため、協定団体は、災害を受報又は覚知した場合、消防隊、救急隊、その他必要な人員を出場させ、応援活動するものとする。

（応援区域）

第3条 この協定による応援区域は、隣接する区域で応援隊の出場できる範囲とする。ただし、特別な要請のある場合は、この限りではない。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、次により処理するものとする。

（1）応援者側の負担

応援出場に要した消防職団員の手当、災害補償費等及び機械器具の破損処理の経費

（2）受援者側の負担

災害地での燃料の補給又は給食等を必要とした場合の所要経費

（3）本条に規定した事項又はその他の事項で特に必要がある場合は、その都度協定団体間で協議の上、決定する。

（報告）

第6条 この協定に基づく出場をした場合は、必ず受援地側に報告するものとする。

（協議）

第7条 本協定の円滑な実施を図るため、必要により協議するものとする。

附 則

1. この協定は、平成18年3月27日から施行する。
2. 本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

平成18年3月27日

桐生市 市長 大澤善隆

足利市 市長 吉谷宗夫

北関東自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、足利市、佐野市、栃木市、鹿沼市、石橋地区消防組合、宇都宮市、芳賀地区広域行政事務組合（以下「協定市町等」という。）の長は、協定市町等の行政区域のうち、北関東自動車道（以下「高速道路」という。）における消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、高速道路において火災、救急事故その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町等相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第2条 協定市町等は、前条の目的を達成するため、協議により協定市町等の出場区域を定めるとともに、高速道路の災害の処理のため、協定市町等から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出場消防隊等）

第3条 この協定により出場する消防隊等は、原則として、常備消防機関の消防隊等とする。ただし、高速道路築堤部の災害又は高速道路敷地内の建物火災の防ぎよに際し、側道等を利用する場合にあっては、この限りでない。

（出場区域）

第4条 協定市町等は、別表に掲げる出場区域表に基づき応援を行うものとする。

（特別応援）

第5条 協定市町等は、高速道路に大災害が発生した場合、その他特別の理由により当該協定市町等の長の要請があったときは、前条の規定にかかわらず、同条の出場区域表に基づいて応援を行う協定市町等以外の協定市町等に対し、特別応援を行うものとする。

（特別応援の要請）

第6条 特別応援の要請を行うときは、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（応援消防隊等の出場）

第7条 この協定による消防隊等の出場は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実情に応じて、応援を行う協定市町等の消防長が決定する。

（指揮）

第8条 応援のため出場した消防隊等の指揮は、当該応援を要請した協定市町等の現場にある最高指揮者が行うものとする。

（災害の事務処理）

第9条 災害の事務処理は、その業務に従事した消防隊等が行うものとする。

2 前項の事務処理を行う場合において、災害の原因、損害又は被救護者の調査事務が長時間を要するときは、他の協定市町等に事務処理の一部を依頼することができる。

（応援に要する経費の負担）

第10条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援のため要した経常経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機具資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物により、又はその経費を応援を受けた協定市町等が負担する。

(2) 応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたるため、燃料、機具若しくは資材の補給又は給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援出場した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊員の所属する協定市町等の負担とする。

(4) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物施設その他第三者の損害に対する賠償費その他前各号以外の諸経費の負担については、そのつど協定市町等が協議して定めるものとする。

(情報交換等)

第11条 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に通報するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義を生じた事項については、そのつど協議のうえ、決定するものとする。

(実施要領)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防長が相互に協議のうえ定める。

附 則

この協定は、平成26年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書7通を作成し、各々が記名押印のうえ各1通ずつ保管する。

平成26年1月20日

協定者	足 利 市 長	和 泉 聡
	佐 野 市 長	岡 部 正 英
	栃 木 市 長	鈴 木 俊 美
	鹿 沼 市 長	佐 藤 信
	石 橋 地 区 消 防 組 合 管 理 者	広 瀬 寿 雄
	宇 都 宮 市 長	佐 藤 栄 一
	芳 賀 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合 組 合 長	井 田 隆 一

別 表

出 場 区 域 表

市 町 等	救 急 出 場 区 域	消 防 出 場 区 域
足 利 市	佐 野 市	同 左
佐 野 市	足 利 市 栃 木 市	同 左
栃 木 市	鹿 沼 市 石 橋 地 区 消 防 組 合	同 左
石 橋 地 区 消 防 組 合	栃 木 市 宇 都 宮 市 芳 賀 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合	同 左
宇 都 宮 市	石 橋 地 区 消 防 組 合	同 左
芳 賀 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合	石 橋 地 区 消 防 組 合	同 左

消防-20 大規模災害時における相互応援に関する協定書(両毛六市)

大規模災害時における相互応援に関する協定書（両毛六市）

足利市、桐生市、佐野市、太田市、館林市及びみどり市（以下「両毛六市」という。）は、両毛六市の区域内において大規模な災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策について相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）救助、救援及び応急復旧活動に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （4）ごみ・し尿処理のための車両及び施設の提供
- （5）火葬場の提供
- （6）児童及び生徒の受入れ
- （7）住宅のあっせん
- （8）ボランティアのあっせん
- （9）前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- （3）前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （4）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、車両の種類及び台数
- （5）前条第6号及び第7号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災者の人数、提供の期間等
- （6）応援の場所及びその経路
- （7）応援の期間
- （8）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は必要な支援を行うものとする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度要請市と応援市とが協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員がその活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(緊急応援)

第7条 両毛六市は、第2条の規定にかかわらず、両毛六市のいずれかの市域において大規模な災害が発生したことが明らかであって、事態が緊急を要すると認めた場合は、自らの判断により緊急応援活動を実施するものとする。

2 前項の緊急応援活動については、第4条から第6条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 両毛六市は、相互応援のための窓口としてあらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(平常時の活動)

第9条 両毛六市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するほか、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両毛六市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月11日

足利市長 吉谷 宗夫

桐生市長 大澤 善隆

佐野市長 岡部 正英

太田市長 清水 聖義

館林市長 中島 勝敬

みどり市長 石原 条

消防-21 災害時における消防用水等の確保に関する協定書（栃木県浄化槽協会足利支部）

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と栃木県浄化槽協会足利支部（以下「乙」という。）は、災害時に必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、足利市内において大規模火災等が発生した場合（以下「災害時」という。）における、消火活動に必要な用水（以下「消防用水」という。）の供給に係る協力について、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、消防用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項による要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、甲が指定する要請場所に出動し、消防用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条による活動を行ったときは、その都度、速やかに甲に対して協力活動報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が第2条の協力を要した経費は、甲が負担することとし、その費用は災害時等の直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第5条 この協定による活動の実施に伴い、乙の責に帰する原因により、第三者に損害を及ぼしたときは、乙はこれを賠償しなければならない。

2 この協定による活動の実施に伴い、乙の人員及び車両等の資機材に被害が生じた場合には、乙の加入する保険等により、対処するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、
甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも協定の終了又は変更の申出がないときは、従前と同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145番地
足利市
市長 早川尚秀

乙 栃木県足利市五十部町1224番地3
栃木県浄化槽協会足利支部
支部長 高橋巖